

広情個審第100号
令和8年3月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報訂正決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年9月3日付け広こ児第720号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第112号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年9月3日付け広こ児第720号の諮問事案（諮問第112号事案）

令和7年6月11日付けの保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年7月8日付け広島市指令こ児第13号で行った、一部を訂正しその余を不訂正とした保有個人情報訂正決定（以下「本件決定」という。）のうち不訂正部分（以下「本件不訂正部分」という。）に対する同月15日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件訂正請求について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、改めて訂正決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

訂正請求の内容のとおり訂正を求める。

(2) 審査請求の理由

経過記録への記載の内容が事実であるか否か判明せず、記録者の主観的な要素、解釈、情報操作が入り込んだ記述は記録の信頼性が低下し、情報の伝達を妨げ、誤解や判断の誤りを招く可能性があるため、記録は事実に基づいたものでなければならない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件訂正請求のあった内容のうち、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる部分については訂正決定を行った。保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない部分については、訂正決定を行うことが出来ないため訂正しないこととした。よって、本件決定は適当と考える。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下

「法」という。)に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第65条の規定について

法第65条は、「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と規定している。

(2) 法第90条第1項の規定について

法第90条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報(中略)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(中略)を請求することができる。」と規定している。

この条文の文言からすれば、訂正請求の対象は事実のみであり、事実に対する評価や判断の内容は訂正請求の対象に含まれないと解する。

(3) 法第92条の規定について

法第92条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

(4) 本件決定について

本件決定において、本件不訂正部分に係る訂正請求の内容が「評価・判断」ではなく「事実」に関するものであることについては、請求人と実施機関の認識に相違がないため、これを前提に不訂正の是非について検討する。

ア 本件決定までの調査について

内閣府に設置された個人情報保護委員会の事務局が発行する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)(令和4年2月(令和7年12月一部改正))」によれば、訂正・不訂正の決定は、行政機関等による調査の結果に基づいて行うこととされている。

実施機関は、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない部分については、訂正決定を行うことが出来ないため訂正しないこととしたとしている。このため、当審査会が実施機関に本件訂正請求から本件決定までに実施した調査について確認したところ、請求人から実施機関に対して請求内容が事実であることを証明する資料等の提出はなかったが、実施機関から請求人に対し請求内容が事実であることを証明する資料等は求めていない。実施機関において、経過記録の内容を確認するとともに、複数人で面接した際の記録については同席者と記載内容に齟齬がないか確認した、と回答があった。

イ 調査方法の適否について

原則として、訂正請求を行う者は、訂正を求める部分について、①どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、②その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

このため、請求人が根拠となる資料を自ら示していない場合、そのことをもって実施機関が不訂正とすることもやむを得ないとも考えられる。しかし、法第65条において、「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と実施機関に対して努力義務を課していることからすれば、実施機関から訂正請求を行った者に対して根拠となる資料を提出するよう働きかけ、当該資料が提出された結果、訂正請求に理由があると認められる場合には保有個人情報を訂正することが法の趣旨に沿ったものであると考えられる。

本件決定までの調査において、実施機関は請求人に対し請求内容が事実であることを証明する資料等は求めていないとのことである。しかしながら、不訂正の決定を行う場合には、請求人に対し十分な主張・立証の機会を与えるべきである。

したがって、実施機関は請求人に対し請求内容が事実であることを証明する資料等の提出を求めた上で、改めて訂正・不訂正の判断をすべきである。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 9 . 3	広こ児第720号の諮問を受理（諮問第112号で受理）
R 8 . 2 . 1 2 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 8 . 3 . 1 2 (第2回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏名	役職名
神野礼斉	広島大学大学院教授
田邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱野滝衣	弁護士